

在香港日系企業数の公表及び新型コロナウイルス対策の最新動向について

1. 在香港外国企業数の統計データの公表について

2020年11月30日、香港政府統計処は香港に拠点を置く外国企業（中国本土系企業を含む）の数を公表しました。これによると、外資系企業の本数は2020年6月1日時点で9,025社、そのうち日本企業は1,398社となり、いずれも前年より減少しているものの、大きな減少とはなっていないようです。過去5年の推移は以下の表のとおりとなります。

2019年以降の民主化デモ等に伴う社会混乱や新型コロナウイルスの流行の影響で大幅な減少が予想されていましたが、減少は軽微にとどまっており、香港の金融センターとしての価値はそれほど失われていないようです。

【表1：在香港外国企業数の推移】

(単位：社)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
地域統括本部	1,379	1,413	1,530	1,541	1,504
地域事務所	2,352	2,339	2,425	2,490	2,479
現地事務所	4,255	4,473	4,799	5,009	5,042
計	7,986	8,225	8,754	9,040	9,025

【表2：在香港日本企業数の推移】

(単位：社)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
地域統括本部	239	233	244	232	226
地域事務所	420	428	421	431	427
現地事務所	717	717	728	750	745
計	1,376	1,378	1,393	1,413	1,398

香港政府統計処「有香港境外母公司的駐港公司按年統計調查報告」から引用



2. 新型コロナウイルス対策の最新動向について

(1) 入境制限を 2021 年 3 月 31 日まで延長

香港政府は 2020 年 12 月 8 日、各種入境制限を 2021 年 3 月 31 日まで延長すると発表しました。これにより中国大陸、マカオ、台湾以外からの入境については、引き続き香港居民（香港 ID もしくは査証保有者）のみ可能となり、入境後の強制検疫も継続されます。

(2) 入境者隔離、21 日間に延長

香港政府は 2020 年 12 月 25 日より、中国本土とマカオ、台湾以外の国及び地域から入境した全ての人の隔離期間を、これまでの 14 日間から 21 日間に延長しました。英国などで感染力の強い新型コロナウイルスの変異種の感染が拡大し、香港の空港検疫でも検出されたことを受け、水際での防疫を強化するためです。

(3) 公務員が再び在宅勤務に

香港政府は 2020 年 11 月 30 日、緊急及び必須のサービスを除き、2020 年 12 月 2 日から 2 週間、公務員を在宅勤務とすることにしました（2021 年 1 月 6 日まで延期中）。一般企業に対しても、従業員の在宅勤務を出来る限り促すように呼び掛けています。

(4) 飲食店などの制限再強化

香港政府は 2020 年 12 月 8 日、現行の新型コロナウイルス感染防止策をさらに強化すると発表しました。主な変更点は以下の通りとなります。

- ① 店内での飲食を午後 6 時から翌朝午前 5 時まで禁止。
- ② 1 テーブルの利用人数は 2 名まで。
- ③ 全てのバー、パブ、浴場、クラブ、ナイトクラブ、パーティールーム、ゲームセンター、娯楽場、公共娯楽施設（ミュージアム、映画館、テーマパークなど）、カラオケ、雀荘、水泳プールを閉鎖。
- ④ 公共の場での集まりは 2 名まで。

3. 政府補助金第 4 弾について

2020 年 12 月 17 日、香港政府は大規模な補助金第 4 弾の内容を発表しました。規模は総額で 64 億香港ドルとなり、そのうち大部分の約 55 億香港ドルが新型コロナウイルスの影響を大きく受けた 19 業種（飲食、カラオケ、エステ、サウナ、ジム、娯楽、教育など）に給付され、残りは緊急時に使用される予定とのことです。34 億香港ドルが支給される飲食業界については、有効なライセンスを保持する飲食店に対し、床面積に応じて 10 万～50 万香港ドルの補助金が支給されるようです。概要は下記香港政府のサイトから確認することができますが、申請時期や方法など詳細については明らかになり次第お伝えいたします(https://www.coronavirus.gov.hk/pdf/fund/AEF_4_table.pdf)。



4. 雇用条例の改正について

2020年11月1日発行のNo. 147でもお伝えしましたが、法定産休を従来の10週間から14週間に延長することなどを定めた2020年改正雇用条例が2020年12月11日から施行となりました。主な留意点は以下の通りです。

(1) 期間について

雇用条例第12条の改正により、法定産休は10週間から14週間に改められます。追加の4週間については、10週間の産休が終了後ただちに連続して取得する必要があります。

(2) 産休手当について

産休手当の日額は平均日給の5分の4で計算する点は従来と同様です。ただし、追加された4週間の産休に対する産休手当は、従業員1人当たり8万香港ドルが上限となります。

(3) 基準日について

従業員が14週間の産休を取得できるのは、実際の出産日が施行日である2020年12月11日以降の場合です。出産日が2020年12月10日もしくはそれ以前の場合は、従来通り10週間の産休となります。

(4) 追加手当の償還について

雇用主は、4週間の追加産休に係る手当に関して、香港政府から償還を受けることが可能です。スキームは2021年上半期に実行予定とのことですが、雇用主は以下の記録を保管しておく必要があります。

- ・ 14週間の法定産休手当の支払記録
- ・ 産休開始直前の過去12か月間にわたる賃金の記録
- ・ 産休の取得にあたって従業員から雇用主に提出された医師からの証明書

フェアコンサルティング香港

(Fair Consulting Hong Kong Co., Limited)

香港九龍海港城海洋中心16樓1629A-30室
電話：+852-2156-9698
担当：山口 (YAMAGUCHI) 日本国公認会計士
ka.yamaguchi@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。